

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
が休息日
となる)

目 次

◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
(職員課)

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(シ)

訓 令

鳥取県訓令第五号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

被服の交付を受ける職員	品目	員数	使用期間 (月)	備考
一 車庫長の職務に従事する職員並びに車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転する職員	運転服(上衣) 運転服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン ヤッケ 布製手袋 ゴム製前掛け ゴム製半長靴	一 一 四 一 二 二 二 一 一 一 一 一 一 一	三六 四八 四八 四八 六〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三人に一着交付するものとする。
二 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転するもの	運転服(上衣及びズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン エンカ服 ヤッケ 布製手袋 耐油ゴム製手袋 ゴム製前掛け 布製短靴 ゴム製半長靴	二 二 二 二 一 一 八 一 一 一 一 一 一 一	三六 三六 三六 二四 六〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三人に一着交付するものとする。
三 車庫主任、自動車整備士及び運転士の職務に従事する職員のうち管財課及び東京事務所以外の機関に勤務する職員でトラック又は大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車を運転	運転服(上衣及びズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン エンカ服 ヤッケ	二 二 二 一 一	三六 四八 四八 二四 六〇	三人に一着交付するものとする。

七 印刷技手長及び印刷技手の職務 に従事する職員(女子)	盛夏ズボン 作業服(上衣) 作業服(スカート) 盛夏シャツ 盛夏スカート	二 二 二 二 二	四八 四八 三六 三六 四八	
八 畜産技手の職務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 白衣 ジャンパー(上衣及び頭巾) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 布製手袋 ゴム製手袋 ゴム製半長靴 安全靴	二 三 二 一 一 一 一 一 一 一 一	四八 二四 四八 三六 三六 二四 二二 二二 二二 二二 三六	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員にあつては、員数を二とする。
九 道路技手の職務に従事する職員	登山帽 作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ エンカ服 防寒ズボン ジャンパー(上衣及び頭巾) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 布製手袋	二 三 二 二 一 一 一 一 一 一	三六 二四 二四 二四 三六 三六 三六 二二 二二 二二 二二	常時大家畜の飼育の業務に従事する職員に限る。

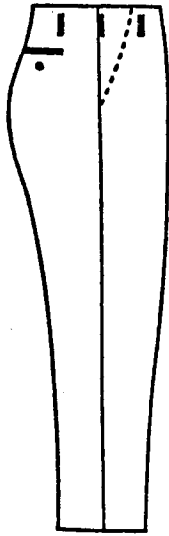
<p>一〇 ボイラ技士の職務に従事する職員</p>			
	<p>ビニール製手袋 ゴム製半長靴 安全靴 防寒靴 ヘルメット</p>	<p>二 二 一 一 一</p>	
	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン エンカ服 布製手袋 耐油ゴム製手袋 布製短靴 ゴム製半長靴 作業帽</p>	<p>二 二 二 二 一 六 一 一 一 一</p>	<p>四八 三六 四八 四八 三六 四八 二四 二四 二四 二四 三六 三六 二四 三六 三六 三六</p> <p>三人に一着交付するものとする。 倉吉高等技術専門校に勤務する職員にあつては、員数を八とする。 倉吉高等技術専門校に勤務する職員を除く。</p>
<p>一一 機械技手の職務に従事する職員</p>	<p>作業服(上衣) 作業服(ズボン) 盛夏シャツ 盛夏ズボン エンカ服 布製手袋 耐油ゴム製手袋 布製短靴 ゴム製半長靴</p>	<p>二 二 二 二 一 六 一 一 一 一</p>	<p>四八 三六 四八 四八 三六 三六 二四 二四 二四 二四 三六 三六 二四 三六 三六 三六</p> <p>三人に一着交付するものとする。</p>

一 二 調理師及び調理員の職務に従事する職員(男子)	一 三 調理師及び調理員の職務に従事する職員(女子)	一 四 農業技手の職務に従事する職員
作業帽 白衣(上衣及び夏上衣) 作業服(スボン) 盛夏スボン ゴム製手袋 ゴム製前掛け ゴム製半長靴 調理帽	白衣(上衣及び夏上衣) 作業服(スボン) 盛夏スボン ゴム製手袋 ゴム製前掛け ゴム製半長靴 三角布	作業服(上衣) 作業服(スボン) 盛夏シャツ エンカ服 防寒服 防寒ズボン
一 二 二 二 三 二 一 二 二 二 二 二	二 一 二 三 二 二 二 二 二 二 二 二	二 二 二 一 一 一 一
三六 二四 二四 四八 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	四八 二四 二四 四八 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一 一一	二四 四八 四八 三六 三六 三六 三六
<p>園芸試験場に勤務する職員にあつては、使用期間を三六月とする。</p> <p>園芸試験場に勤務する職員にあつては、員数を三とする。</p> <p>園芸試験場に勤務する職員にあつては、使用期間を三六月とする。</p> <p>農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。</p> <p>農業試験場及び園芸試験場に勤務する職員に限る。</p> <p>農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。</p>		

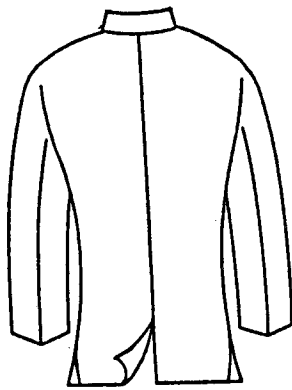
<p>一五 林業技手の職務に従事する職員</p>	<p>登山帽 作業服 (上衣) 作業服 (ズボン) 雨合羽 (上衣、ズボン及び頭巾) ゴム製半長靴 キヤラバンシューズ</p>	<p>一 一 一 一 二 二</p>	<p>二 四 八 八 四 八</p>	<p>園芸試験場に勤務する職員に限る。 農業試験場に勤務する職員に限る。 農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員に限る。</p>
<p>一六 医療助手の職務のうち看護の業務に従事する職員</p>	<p>看護衣 (長袖) 看護衣 (半袖) トレーニングパンツ ナース靴 三角布</p>	<p>三 二 二 二 二</p>	<p>三六 二四 四八 二二 二四</p>	
<p>一七 医療計算士の職務に従事する職員 (男子)</p>	<p>事務服 (上衣)</p>	<p>二</p>	<p>四八</p>	
<p>一八 医療計算士の職務に従事する職員 (女子)</p>	<p>事務服 (上衣) 盛夏シャツ</p>	<p>二 二</p>	<p>四八 四八</p>	
<p>一九 療父の職務に従事する職員</p>	<p>作業服 (ズボン) 盛夏シャツ</p>	<p>二 二</p>	<p>四八 四八</p>	

二〇 寮母の職務に従事する職員	二一 検査助手の職務に従事する職員のうち福祉保健部及び生活環境部の機関に勤務する職員	二二 検査助手の職務に従事する職員のうち商工労働部及び農林水産部の機関に勤務する職員
盛夏スポン 白衣(上衣) ゴム製手袋 ゴム製半長靴 帽子	白衣 ビニール製前掛け 布製短靴 三角布 ゴム製半長靴 ゴム製手袋 白衣(上衣) 盛夏スポン 盛夏シャツ 作業服(スポン)	盛夏スポン 盛夏シャツ 作業服(スポン) 盛夏シャツ 盛夏スポン 白衣 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 布製短靴
一 一 一 二 二 二 二	一 一 一 一 一 二 二 二 二	一 一 二 二 二 二 二 二
二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四	二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四	二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四
	生活環境部の機関に勤務する職員に限る。	工業試験場生産技術科に勤務する職員に限る。 工業試験場生産技術科に勤務する男子職員に限る。 農林水産部の機関に勤務する職員に限る。

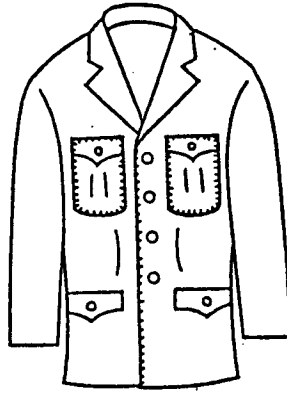
ズボン
右 面



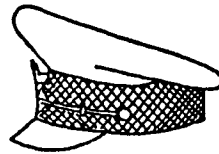
後 面



上 衣
前 面



二

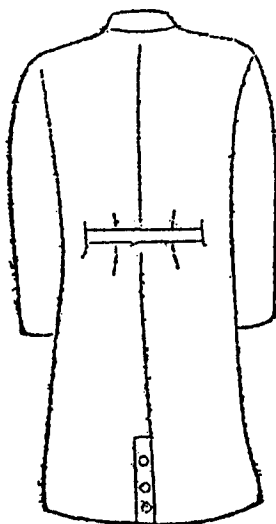


帽 章

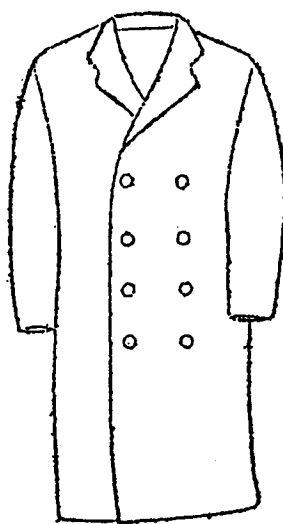


三

後 面



前 面



<p>員 二三 工業技手の職務に従事する職</p>	
<p>布製短靴 盛夏ズボン 盛夏シャツ 作業服 (ズボン)</p>	<p>ゴム製半長靴 作業服 (上衣)</p>
<p>一 二 二 二 二</p>	<p>一</p>
<p>一二 四八 四八 三六 四八</p>	<p>三六</p>
	<p>農林水産部の機関に勤務する職員にあつては、使用期間を「四月とする。」</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)前において、現にこの訓令による改正前の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付している被服は、この訓令による改正後の現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定により交付したものとみなす。この場合において、当該被服の使用期間は、改正前の規程の規定により交付した日から起算するものとする。
- 3 施行日前において、現に改正前の規程の規定により交付されている被服のうち、改正後の規程の規定により交付されないこととなるものについては、前項の規定にかかわらず、改正前の規程に定める当該被服の使用期間が終わるまでの間に限り使用することができる。
- 4 改正後の規程の規定により員数が増加し、かつ、使用期間が延長されることとなる被服のうち、現に改正前の規程の規定により交付しているもの使用期間については、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の規程の規定により新たに交付することとなる被服のうち、農業技手の職務に従事する職員に対する防寒服は、農業大学校及び園芸試験場に勤務する職員については改正前の規程の規定により交付している防寒ジャンパーの使用期間経過後に、農業大学校及び園芸試験場以外に勤務する職員については改正前の規程の規定により交付しているジャンパーの使用期間経過後に、それぞれ交付するものとする。

鳥取県訓令第六号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成八年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表検査課の項を削り、同表環境政策課の項第一号中「大気保全係」を「大気係」に改め、同項第二号中「水質保全係」を「水質係」に改め、同項第三号中「及び廃棄物対策室」及び「一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設」を削り、同項の次に次のように加える。

課 策 対 物 棄 廃			
一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の立入検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	一 三六	図一のうち上衣のとおり
	作業服(夏上衣)	一 三六	図二のとおり
	作業服(ズボン)	一 三六	図一のうちズボンのとおり
	安全靴	一 三六	と

別表自然保護課の項中「自然保護課」を「景観自然課」に、「企画調整係、休養施設係及び保全係」を「管理係、自然環境係及び施設係」に改め、同表営繕課の項中「営繕課」を「住宅課」に改め、同項の次に次のように加える。

附 則

別表家畜病性鑑定所の項を削る。

所 生 衛 健 保 畜 家			
二 病性鑑定室の職員 のうち常時現地で業 務に従事する職員	二 白衣 作業服(上衣)	二 三六 四八	図一のうち上衣のと おり
一 衛生指導係及び防 疫係の職員のうち常 時現地で業務に従事 する職員	二 白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	二 三六 四八 二 四八 二 四八	図一のうち上衣のと おり 図二のとおり 図一のうちズボンの とおり
	一 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン)	一 二四 三六	図一のうちズボンの とおり
	一 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) 作業服(ズボン) 作業帽	一 二四 三六 三六	図一のうちズボンの とおり

別表保健所の項第七号中「衛生指導係」を「管理指導係」に改め、同表家畜保健衛生所の項を次のように改める。

室 査 検 事 工
検査専門員及び副検査専門員の職務に従事する職員
作業服(上衣)
二
六〇
図一のうち上衣のと おり
作業服(夏上衣)
二
六〇
図二のとおり
作業服(ズボン)
二
六〇
図一のうちズボンの とおり

この訓令は、平成八年四月一日から施行する。